

岐阜県公報

第千八百七十六号
平成十九年九月四日
(火曜日)

目次

規則

○岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

(高齢福祉課) 六五三_{ページ}

告示

○土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 六五四

公示

○平成十九年度砂利採取業務主任者試験の実施

(産業政策課) 六五五

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 六五六

○基本測量の実施

(用地課) 六五六

規則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則(平成五年岐阜県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、第十六号を第十二号とし、第十七号から第二十号までを四号ずつ繰り上げ、第二十一号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十七号とし、第二十五号から第二十九号までを七号ずつ繰り上げ、同項第三十号の前に次の七号を加える。

二十三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設にあっては、生活支援員及びサービス管理責任者の業務

二十四 障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターにあっては、指導員の業務

二十五 障害者自立支援法に規定する福祉ホームにあっては、管理人の業務

二十六 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生保護施設にあっては、生活支援員及び指導員の業務

二十七 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をす

ることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあっては、精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員及び管理人の業務

二十八 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあっては、生活支援員の業務

二十九 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業にあっては、生活支援員及びサービス管理責任者の業務

第三条第二項第二号中「身体障害者福祉法」を「障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法）に、「にあつては、介護職員」を「」、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設にあっては、従業者のうち、その主たる業務が介護等であるもの」に改め、同項第五号中「（平成十七年法律第二百二十三号）」を削り、「居宅介護」の下に「重度訪問介護」を加え、「又は外出介護」を「生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援（重度障害者等包括支援において提供される場合を含む）」又は療養介護」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

中津川市

二 事業の種類

中津川市にぎわいプラザ駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県中津川市中津川字赤台地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第三十一号及び第三十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である中津川市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、中津川市にぎわいプラザ（以下「本施設」という。）に駐車場を増設整備することにより、慢性的に起きている駐車場の不足を解消するものである。

中津川市は、平成十七年二月に周辺七町村と合併し、人口及び面積が大幅に増加したが、現在の市役所本庁舎では、合併後の職員数及び事務量の増加に対応することができない状況にあった。一方、本施設は、平成十二年十二月に中津川市が民間事業者から取得した土地及び建物を市民の利用に供してきたものであるが、従来は地下一階地上六階のうち、地上一階及び二階のみの利用であったため、本施設へ市役所機能の一部を移転するとともに、市民活動及び生涯学習活動の拠点としての機能を充実させるための改修を行い、平成十九年五月に全面利用可能とした。これにより、本施設の利用者が大幅に増加することとなったが、公共交通機関が不十分なこともあり、自家用車での来所者が増加したため、従来の駐車場のみでは駐車場不足が顕著となり、本施設利用者にとって不便であるのみならず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしている。

本件事業によって駐車場が増設されることにより、本施設に來所する市民等の利

公 示

○平成十九年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による平成十九年

便性が向上し、路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）は、現況が宅地及び雑種地であることから本件事業により環境に及ぼす影響は少なく、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は施設整備の目的を遂行するために必要な最低限の駐車場を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設来所者の利便性が向上するとともに、来所者が路上に駐車する事象等が改善されること等が期待され、市民等への円滑な行政サービスの提供等のために早急に施行されるべき事業と認められることから、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結 論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

中津川市役所産業振興部商業振興課

度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成十九年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成十九年十一月九日（金）午前十時から午後零時まで

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目二番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県産業労働部産業政策課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）産業労働課で交付します。

郵送を希望する場合は、九十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封し、〒五〇〇―八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県産業労働部産業政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県産業労働部産業政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形（縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した無帽、正面、上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとし、

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に交付します。）

3 申込受付期間

平成十九年十月四日（木）から十月十六日（火）までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成十九年十月十六日（火）

までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成十九年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階 電話〇五八―二七二―一一一 内線二一九)及び特別窓口(各振興局)

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県産業労働部産業政策課鉱政担当(電話〇五八―二七二―一一一 内線三〇四八)に問い合わせてください。

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年九月四日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)マックスバリュ岐阜南店

羽島郡岐南町下印食二丁目十二 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年九月四日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)マツオカ萩原店

下呂市萩原町上呂字堂前一六四八番地一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

○基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年九月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）

三 作業期間

平成十九年九月三日から

同 二十一年三月三十一日まで

四 作業地域

県下市町村全域

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜 文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二二八六円を含む)